

## 佐賀県告示第 219 号

令和 6 年 8 月 13 日付け佐賀県告示第 176 号で保安林の指定を解除する予定である旨告示された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和 6 年 10 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
唐津市北城内 66 番	今井 信行

### 2 保安林として指定された目的

防風及び潮害防備

### 3 解除の理由

指定理由の消滅